

所 属	商工労働部 中小企業課
担当(係)名	資金融資担当 内線 3065

新 中小企業に対する金融支援の強化

1 事 業 費 91,000 (0 → 91,000)
 【財源内訳】
 国庫 91,000
 【主な使途】
 負担金、補助及び交付金 91,000 (補助金)

2 背景・現状

深刻な経済情勢のなか、モノづくり産業や中小企業の多い県内企業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いている。企業における資金繰りや雇用の維持・確保の一層の悪化が引き続き危惧される。

加えて、今般の新型インフルエンザの影響により、県内においても旅館やホテルなどの観光・サービス産業を中心に、売上げや販売額の減少による経営状況の悪化を招いていることから、中小企業に対する本県の金融支援制度をさらに充実・強化し、対応していく必要がある。

3 事業目的

厳しい経営環境におかれた県内中小企業者の資金繰りのさらなる円滑化を図るために、経済変動対策資金及び返済ゆったり資金の据置期間を延長する。

また、新型インフルエンザの発生にかかる新たな金融支援措置として、経済変動対策資金及び返済ゆったり資金の融資対象要件を拡充する。

さらに、雇用維持に努める企業への支援や取引先企業の倒産による連鎖倒産を未然に防止するため、資金調達時に必要となる信用保証料の全額を、県が信用保証協会へ補給を行うことで、中小企業者の負担を軽減する。

4 事業概要

(1) 「経済変動対策資金」、「返済ゆったり資金」の据置期間の延長（制度対応）

○据置期間：現行1年以内 ⇒ 2年以内

(2) 新型インフルエンザにかかる中小企業への金融支援の実施（制度対応）

○「経済変動対策資金」、「返済ゆったり資金」の融資対象要件の拡充
 ・新型インフルエンザの影響によって、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる事業者を、現行の融資対象要件に追加

(3) 経営合理化資金「雇用支援枠」（中小企業緊急雇用安定助成金に係るもの）及び「関連倒産防止資金」に係る信用保証料の全額補給（91,000千円）

○経営合理化資金「雇用支援枠」（中小企業緊急雇用安定助成金に係るもの）
 ・一般保証 0.45～1.0% ⇒ 0%
 ・セーフティネット保証 0.7% ⇒ 0%
 ○関連倒産防止資金
 ・一般保証 0.45～1.0% ⇒ 0%
 ・セーフティネット保証 0.7% ⇒ 0%

5 その他（制度拡充の実施時期）

平成21年7月から適用予定

(款) 7商工費 (項) 1商工費 (目) (8)金融対策費
 (明細書事業名) ○金融対策費
 中小企業振興支援資金信用保証料補給金(経済危機対策分)